

医政歯発 1023 第 1 号
医政看発 1023 第 1 号
平成 30 年 10 月 23 日

各都道府県衛生主管（部）局長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医政局看護課長
（ 公 印 省 略 ）

「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」
及び「歯科衛生士の業務従事者届記載要領」の一部改正について

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 129 号）が平成 30 年 10 月 19 日に、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）が平成 30 年 3 月 22 日に公布及び施行され、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）、歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第 46 号）のそれぞれに規定する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士の業務従事者届の様式が改正されたところです。

これに伴い、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届については「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」（平成 14 年 3 月 29 日付医政看発第 0329001 号厚生労働省医政局看護課長通知）の一部を別紙 1 のとおり改正し、歯科衛生士の業務従事者届については「歯科衛生士の業務従事者届記載要領」（平成 28 年 4 月 8 日付医政歯発 0408 第 1 号・医政看発 0408 第 1 号厚生労働省医政局歯科保健課長・看護課長連名通知）の一部を別紙 2 のとおり改正しましたので、貴職におかれては、本件について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対する周知をお願いします。